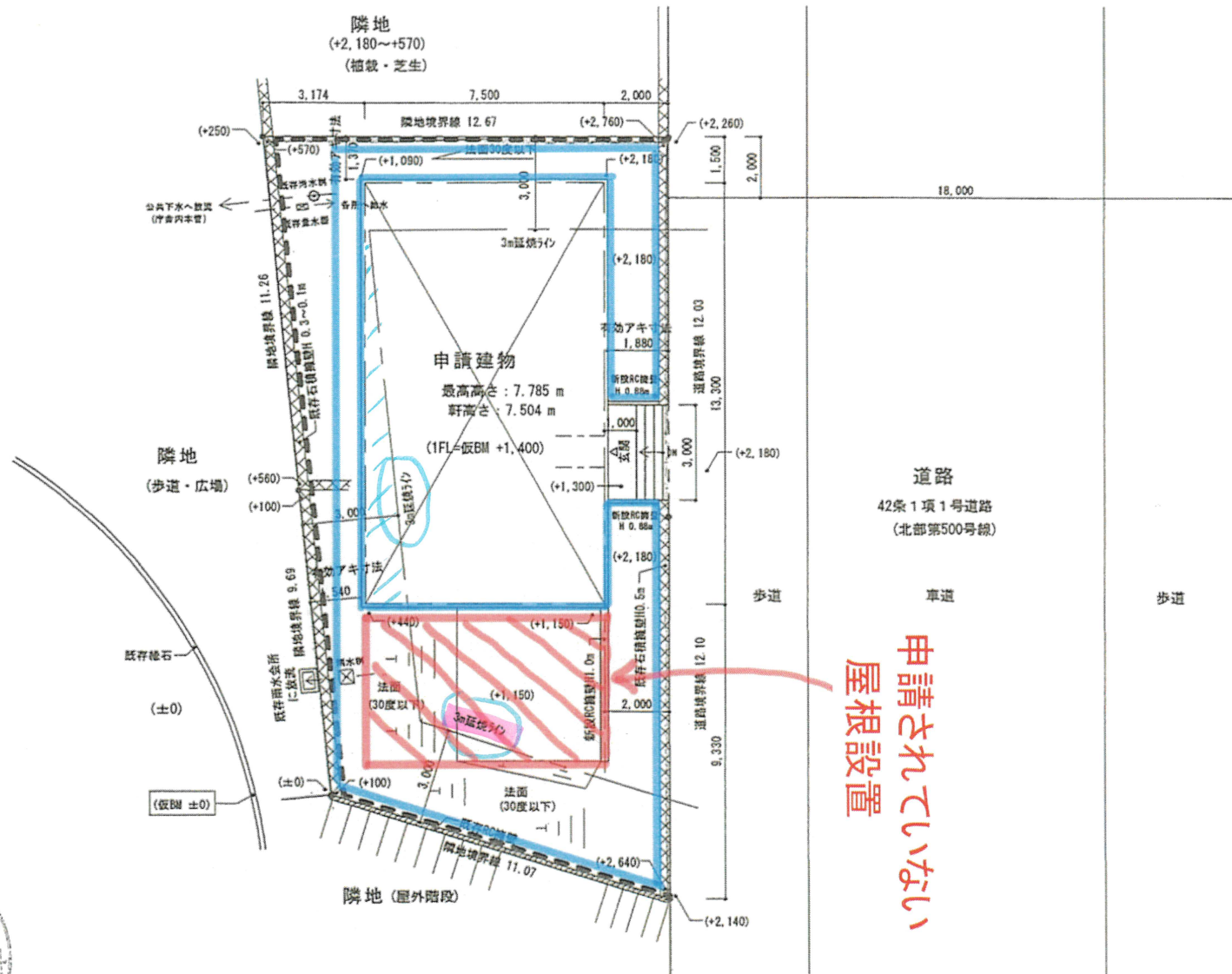


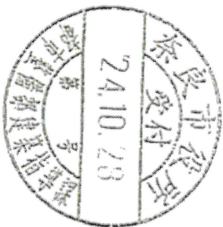


申請されていない
屋根設置

配置図 1/200

既存擁壁、新設擁壁、法面の安全性は確認済み OK

● ● ● 新設フェンスを示す



防火地域等における建築物の規制【法第22条】【法第61条】【法第62条】

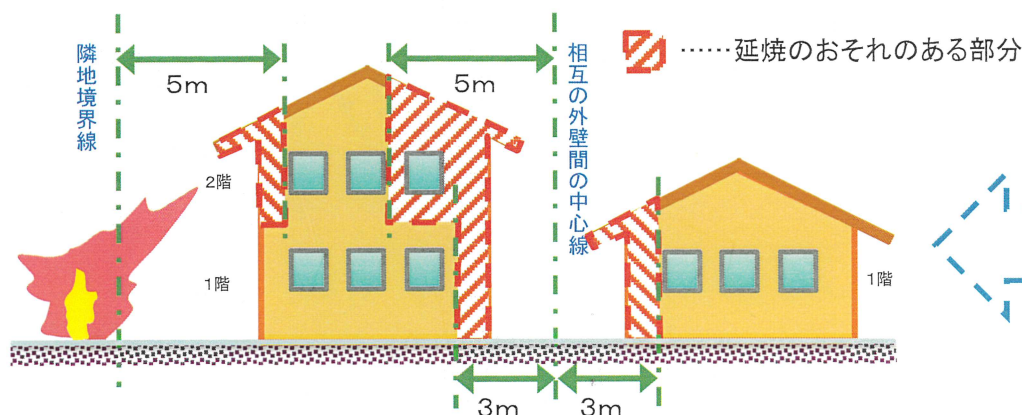
○ 市街地大火を抑制する観点から、地方公共団体が定める「防火地域」・「準防火地域」・「屋根不燃区域」においては、延べ面積・階数等に応じた性能を求めている。

□ で囲まれている部分は「延焼のおそれのある部分」のみが規制対象

	階 数	防火地域(法第61条)			準防火地域(法第62条)			屋根不燃区域 (法第22条)	
		50㎡以下	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超		
屋根	階数を問わない	不燃材料等							不燃材料等
主要構造部	4階以上	耐火構造			耐火構造			準防火構造※4 (外壁)	
	3階建				一定の 防火措置※2	準耐火構造			
	2階建	準耐火構造			防火構造※3 (外壁・軒裏)				
	平屋建				防火構造※1 (外壁・軒裏)				
窓	階数を問わない	防火設備(20分の遮炎性能)							

※1: 附属建築物の場合。
※3: 木造建築物の場合。

※2: 火災時に倒壊しない寸法の柱・はり、防火構造(外壁・軒裏)などの防火措置が必要。
※4: 観覧場や共同住宅(2階建・200㎡超)などの場合は、防火構造(外壁・軒裏)とすることが必要。



○「延焼のおそれのある部分」という概念は、外部からの火熱を想定して、建築物の延焼を防止するために守るべき部分として定義されており、二つの建築物の相対的な位置関係によって決まる。

○ 具体的には、「隣地境界線」「道路中心線」「建築物相互の外壁間の中心線」を基準線として、階数に応じた一定の距離の範囲内に入る部分として定めている。

